

厚生常任委員会記録

令和元年12月16日（月）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時40分

○出席委員（7名）

1番 竹内博之委員 2番 成田大介委員 8番 木村隆洋委員
13番 蒔苗博英委員 16番 小田桐慶二委員 20番 石田久委員
27番 宮本隆志委員

○出席理事者（6名）

福祉部長 番場邦夫 福祉総務課長 秋田美織
市民生活部長 三浦直美 市民協働課長 高谷由美子
管財課長 工藤浩 市民生活部理事 加藤裕敏

○出席事務局職員（2名）

次長 菊池浩行 書記 附田準悦

開会に先立ち、委員会傍聴の申し入れに対し、委員長において許可したところであります。

【午前10時00分 開会】

○委員長（蒔苗博英委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案3件及び請願1件であります。

議案第61号 弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） まず、議案第61号弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（番場邦夫） 議案第61号弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容について御説明いたしますので、お手元の参考資料をごらんください。

災害弔慰金法において、災害援護資金の貸し付けを受けた者に関しての、償還金の支払い猶

予を規定した条項、並びに償還猶予や免除の判断をするために市町村に資産・収入を調査する権限を付与する条項が新設されるとともに、償還が免除される場合の事由として、これまでの死亡、重度障がいに加え、破産手続または再生手続開始の決定を受けた場合も償還の全部または一部を免除することができるとする改正が行われたところであります。また、この法改正で条項が新設されたことにより、同法施行令においても条番号繰り下げの改正が行われております。

このことに伴い、第15条第3項において字句及び引用する法令の条番号について整理するものであります。

附則は本条例の施行期日を定めたもので、公布の日から施行しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入れかえ〕

議案第69号 指定管理者の指定について（弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター）

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第69号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（三浦直美） それでは私のほうから、議案第69号について御説明申し上げます。

議案第69号は、弘前市北辰学区高杉ふれあいセンターの指定管理者として、弘前市高杉地区町会連合会を指定しようとするものであります。

本施設は、世代間の交流や高齢者の生きがいづくりを目的とした交流センターであり、地域住民のコミュニティー活動の拠点となる施設でありますので、地域の人材を積極的に活用することにより施設の設置目的に沿った管理運営ができるものであることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により地域住民で組織される当該団体を指定しようとするものであります。

当該団体につきましては、弘前市指定管理者選定等審議会において審査をした結果、市民の平等な利用を確保することができること、施設の効率的な管理運営ができることの項目ですぐれており、総合評価点も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であり、
以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入れかえ〕

議案第70号 指定管理者の指定について（弘前市民会館）

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第70号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（三浦直美） それでは、議案第70号について御説明申し上げます。

議案第70号は、弘前市民会館の指定管理者として、ひろさきツールツリーグループを指定しようとするものであります。

本施設は、公募により候補者を募集したものであります。応募がありました2団体につきまして、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体がすぐれた提案をした団体として総合評価点が最も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

当該団体の提案内容は、利用者の増加及び新たな利用者層を掘り起こすための具体的手法と効果、また自主事業の企画内容及び効果などの項目で他の団体よりすぐれており、それらの点が評価されたものであります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であり、

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（竹内博之委員） 1点目、指定管理者の委託先について、ちょっと確認も兼ねてお伺いしていきたくはありますが、

今、指定管理者そのものが、市が発注している、市外・県外の主たる構成団体というのが図書館と、幾つかあったと思うのですが、ちょっとその点について御答弁をお願いします。

○委員長（蒔苗博英委員） 一括でお願いします。

○1番（竹内博之委員）（続） 済みません。では、一括で。

まず、その点を一つと、あと、先週金曜日の今泉議員の一般質問の際に、現受注業者に貸し館業務に係る疑義の調査が行われていたかと思えます。それで、この疑義の調査に関して、調査をしていた所管、担当レベルが誰なのかということと、あと、今回、この指定管理の審査をしていくに当たって、どこが所管をして小委員会及び審査に諮る部分がどの担当レベルなのかということについてお願いします。

○管財課長（工藤 浩） 指定管理者につきまして、現在、市外の事業者が加わっているケースということですが、まず一つが、先ほどもございました図書館の例で、TRC——株式会社図書館流通センターという事業者が、これは市内に支店、営業所等を有する事業者ではありませんけれども、市外の事業者という取り扱いとなっております。

あともう1点が、弘前駅城東口・中央口の駐車場・駐輪場の管理につきまして、こちら弘前自転車利用環境改善協議会というところが指定管理を行っておりますけれども、その中にフルテック株式会社弘前営業所というところで構成メンバーとして加わっております。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 私からは、二つ目の項目、疑義の調査の担当所管課及び担当という質疑でございました。

所管課につきましては、市民生活部文化スポーツ課文化振興係であります。それと、小委員会の担当ということで、市民生活部文化スポーツ課文化振興係のほうで小委員会の準備をいたしております。なお、小委員会につきましては、市民生活部の課長級等職員となっております。市民生活部長が小委員会の委員長です。あとは、市民生活部の課長級等の職員が5名、小委員会の委員となっております。

○1番（竹内博之委員） 1点目の委託先についての、市外・県外のところについてなのですが、図書館と城東口の駐輪場等に市外・県外の事業者を選定するに当たって、募集も含めて、なぜそういった判断をしたのかの背景について再質疑と、もう一つ、先ほどの疑義に関する部分に関しては、この指定管理の選定期間において疑義に関する調査が行われていたはずなのですが、それが果たして公平公正、適正な、審査に影響はないと断言、含めてそれは言えるものなのだろうかという、その判断についてお伺いいたします。

○管財課長（工藤 浩） まず、市外事業者を含む形での選定の考え方がありますけれども、まず指定管理者制度の目的といたしまして、市民サービスの向上、あるいは経費の削減といったものがまずございます。そのほかにも、地元事業者の育成ですとか、地域経済の活性化、雇用の場の確保といった観点もございまして、これらの項目を踏まえまして、その施設を所管する所管部所管課のほうで、指定管理者を選定するに当たってどういった形が最も適しているのかといったことを判断いたしまして募集要項を作成し、指定管理者選定等審議会のほうへ諮問、答申を行った後に市として決定して、募集し選定しているものであります。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 今回の指定管理の選定の中で疑義が生じたということで、その疑義について影響したのではないかとということでございますが、今回の候補者選定に無関係であります文化センターの事案につきましては、小委員会、審議会などの審査の場において一切言及されていないものであります。当然、審議会の過程や評価に影響は与えておりません。

○1番（竹内博之委員） 最後、この疑義に対する部分についてもう一度、再質疑して終わりますが。

今、現受注者であるところに、いわゆる貸し館業務に係る疑義の調査が入っていたわけだと思うのですが、今、理事のほうから審査の段階には一切影響を与えていないとおっしゃいましたが、疑義に関する調査が行われている期間と指定管理の審査をする期間が重なって、同一で

はないですか。それで、所管しているところも文化スポーツ課ということで、多分、担当者が同じレベルでかぶっていると思うのですけれども、かぶっていてもなお、もちろん審査に影響は与えていないというのは、当然そうでなければいけないのですけれども、ただ一方で疑義に関する調査が行われて、いわゆる晴れていないわけですよ、疑義が。それは、公平公正な、適正な評価と言えるのかということと、もう一つ、同じ文スポの中で、一方では指定管理の審査をしている、一方では疑義に関する調査をしているというのは、もちろん同一だというふうに考えてよろしいですよ。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 確かに委員おっしゃるとおり、担当課のほうで市民会館の指定管理の選定業務、文化センターの貸し館についての確認ということを行いました、一切そういう、公平・適正に行っておりますので、文化センターにつきましても、ただ貸し館について、疑義ということではなくて、こういうことがあったという市民からの問い合わせに対してちょっと調べていただきたいというふうをお願いをただけのものでありますので、疑義はないものと私のほうでは確認してございます。

○市民生活部長（三浦直美） 今回の理事の発言のところに補足して説明いたしますと、確かに、疑義というふうなおっしゃい方をされましたが、そのところについては確かに文化スポーツ課の職員が当たっております。それで、審査に当たっては、先ほど理事のほうから話がありましたとおり、小委員会を構成する5名の委員の方々は市民生活部の担当課長級の職員になっていきます。それで、ここの部分については、そういうふうなお話をしているところではありませんので、一切、申請書類、それからヒアリングを受けた中で評点をしているものでございますので、この点については公平公正に審査されているというふうに言えると思っております。

○1番（竹内博之委員） 質疑ではないのですけれども、今、私が持っている資料ベースでいけば、この小委員会のメンバーに入っている方がこの疑義に関する部分にも触れているであろうということが、私の認識ではそうだったので、今、部長のほうで、関係ないというか、そういったニュアンスに私は聞こえたのですけれども、私は、ちょっとそこは疑問が生じる点が残りました。

○2番（成田大介委員） 私は、ちょっと確認の意味も含めてなのですが、要は、30年8月に観光館の駐車場のためだけの例外的な措置だと、市外事業者を入れるのはというような話を常々聞いておりました。それで、何度も説明してくれているのかもしれませんが、実際問題として、一般質問の場所において各議員の質問に対しての答弁が違っていると。例外的な措置だと言ってみたり、例外的な措置ではないと言ってみたり。その辺をいま一度、確認も含めて説明いただきたいと。

○市民生活部理事（加藤裕敏） ただいまの成田委員の御質疑でございます。

担当部担当課として昨年度実施いたしました、当部が所管いたしております文化施設である百石町展示館の指定管理選定における弘前市指定管理者選定等審議会において、審議会の委員の方から、どのようにしたら公募しやすくなるか整理する必要があるという意見をいただいております。これを受けまして、市民会館の指定管理者更新に際し、市民会館は市の文化拠点であり、その事業規模からも、募集資格を市内事業者に限定すると応募できる事業者が限定され競争性が確保できなくなることが危惧されたこと、また、複数の団体の応募を促し広く提案を募ることで今以上の効果的・効率的な管理運営や活用方法、よりよい市民サービスが図れること、市民が文化・芸術に触れることができる機会を創出し、地域の文化向上、次代の担い手の育成を目指すことを施設の方向性としていることから、利用促進に向けた新たな利用者の掘り

起こしにつながる提案を求めるために、担当部といたしまして、公募事業者の応募資格につきまして、方針に沿って決めたものであります。

○2番(成田大介委員) 先日の説明の中でも、あくまでも原則は市内本店だと。ただし、市内事業者がいないと想定される場合、または効果的・効率的な管理運営や活用方法、市民サービスの向上が見込まれる場合ということで書いているのですよね。

○管財課長(工藤 浩) 方針に関する原則、例外といった部分でありますけれども、方針にしましては、やはり原則というのは市内に本社・本店ということであります。それで、方針の中で、ただし書きということで、先ほど委員がおっしゃられたような要件の場合は市外事業者も加えて募集することができる。原則ではないという意味においての例外ということになります。

○委員長(蒔苗博英委員) 成田委員の質疑に答えていないように思うのですけれども。成田委員、もう一度質疑してください。理事者はちゃんと答えてください。

○2番(成田大介委員) 先ほどの繰り返しになりますが、まずは議場での答弁内容も違うというようなところから、この書類の中でも原則、市内本店であると。ただし、市内事業者がいないと想定される場合、または効果的・効率的な管理運営や活用方法、市民サービスの向上が見込まれる場合は市外事業者も可とするというような文言になっております。それで、この辺は、ちょっと当てはまらないのではないかなというように思いがあるのですけれども、その辺をなぜ今、こういう市外事業者を入れることになったのかという根本的なことですが、わかるように御説明をいただきたいと思っております。

○管財課長(工藤 浩) 昨年の方針の改定といいますのが、観光館駐車場が一つの理由であったということで、観光館駐車場の指定管理者の募集に当たりまして、事前に市内事業者が応募することが不透明であると、いないかもしれないということと、あとは市外事業者の提案ということで、市民サービスの向上につながる、見込まれるであろうということでの、そういったことからの方針改定というのが一つあります。

あともう1点といたしましては、審議会のほうからも複数応募での募集が望ましいと、競争性があったほうがいいのではないかとといった意見もございまして、そういった審議会等の意見であったり、あるいは観光館駐車場の指定管理の応募といったものを考慮して方針改定を行っております。

○2番(成田大介委員) どうも納得、理解をするにはちょっと時間がかかりそうなので、もう少し議論を深めていかなければいけないのかなというのが一つ。

あと、最後なのであれなのですけれども、1回、ちょっとこの場所から離れて、やはり現場の職員の皆さん、実際問題、もちろん誰とは言いませんけれども、やはり聞くところによると、聞き取りをしますと、もし指定管理者がかわった場合に自分たちの身分が保証されていないというような話も聞こえてきております。その辺をしっかりと、やっぱり現場の職員の皆さんのそういう心情も酌んでいただきたいと思っております。

○市民生活部長(三浦直美) 先ほどの管財課長の答弁のところに補足と、今のことについてお話ししたいと思います。

管財課長のところで指定管理者の、原則、本社・本店があることと、それからただし書きとして市外事業者を認める場合についても、グループで応募する場合については市内に本店・本社を有するところとグループを組んで申請することができるということで、市外事業者単独だけで申請することはできないということになってございます。

それで、今回の市民会館についての部分については、先ほども、何度も繰り返すようですが、市民サービスの向上ということを図っていく上と、それからあと、昨年度の審議会において広く公募をしたほうがよいのではないかとすることを踏まえた中で、市民会館についてはなかなか手を挙げるところが少ないのではないかとすることを踏まえて、より市民サービスの向上を提案していただけたところをふやして、よりよい、質の高いサービスを目指した中で、市外事業者と市内に本店を有する事業者がグループを組んで申請したということがありましたので、その中で応募された団体の評価をして、評点の高かったところを小委員会のほうで候補案として審議会に諮ったものでございます。それで、審議会のほうでは妥当であるというようなお話を受けましたので、それを受けて今回、議会に提案したという形でございます。

○16番（小田桐慶二委員） まず、私は、一人の市議会議員として、市民の負託を受けて当選させていただいた者として、地元の地域経済活性化、あるいは業者の育成ということの大前提に立って質疑させていただきます。

まず、一般質問のときに、たしか蛭名議員の質問に対する答弁の中で、これまでの指定管理の事業者の実績評価という部分で、実績評価はしておりますと。それで、その結果は良好であるというような理事の答弁があったと記憶しております。

実績評価が良好であるという評価は、今回の選定結果一覧表、各項目がありますけれども、ここのどの部分にどう反映されているのかということをお聞きしたいということです。

それから、審議会の会議録を見させていただきました。その中で、この選定結果一覧表の部分の、恐らく(3)の①施設の利用促進に向けた積極的な営業活動や広報活動云々というところに該当すると思うのですが、ちょっと読みますね。「利用者の増加について、選定された事業者はどのような周知方法を考えているか」と。「SNSや独自ホームページを作成し、周知する」と所管課からありました。「それしかないのか」という委員の質問に対して所管課の答えは、「市ホームページや広報も活用することも考えている」と。それに対して委員は、「その内容で現指定管理者と評価に差がついた理由は何か」と。それに対して所管課は、「現指定管理者はラジオ媒体であるが、選定された事業者は独自のホームページ作成などが評価されたポイントである」と。独自のホームページをつくるということに対して大きな評価を得たということだと思っておりますが、それに対して委員が「独自というのは市民会館のホームページを作成することか」と。「そのとおり」だということが書かれてあるわけです。それで、市民会館についての部分の会議録を見ますと、そこが主に評価された部分のように、私としては印象を受けたのですが、しかしながらこの選定結果一覧表を見ますと、(3)の①の部分については現指定管理者のほうで4ポイント上回っているわけです。

ですから、会議録から受ける印象では、ここがすぐれていたのだと、評価されたのだという会議録があるにもかかわらず、一覧表の評価のポイントでは現指定管理者が4ポイント上回っていると。ここの説明をちょっとお願いしたい。まずはそこですね。お願いします。

○市民生活部長（三浦直美） 先ほどの成田委員の質疑の一つ漏れていた部分がありましたので、それについてお答えしたいと思います。自分たちの身分が保証されないということの不安に対してということでございます。

その点に関しては小委員会のほうでも、ぜひとも候補者となったところに雇用できるように働きかけてほしいというようなお話も実際ありました。それで、こちらのほうからも候補者のほうと、もしそういった場合にあったときには、現在の職員の方々が希望されるのであれば雇用したいというようなお話も受けてございました。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 小田桐委員の、選定結果一覧表の(3)の①の部分について、現指定管理者のほうで4ポイント高いと、しかしながら審議会の会議録では候補者のほうの点数が高いということについて説明していきたいと思っておりました。

当然、現指定管理者につきましては、マスコミ、市内のコミュニティーFMをやっているということで、これまでの実績もありますということで、小委員会の中の委員の方々はいいい点数をつけて、結果、4ポイント高くなったと。しかしながら、新指定管理者においては、SNS、今までにないような形で、LINEとかインスタグラムとか、そういう新しい形での提案をしたことが、ホームページということを取り上げていますが、そういうことで高く評価したという意見が出たものと思いますが、実際問題としてはコミュニティーFMを、マスコミを長年地域でやっているところのほうの点数が高くなったということでございます。

あと、モニタリングのほうでございますが、過去5年間、モニタリングを実施しておりますが、おおむね良好であります。担当部といたしましては、繰り返しになりますが、よりよい市民サービスの提供ということで今回、同じ土俵に上げたということです。

○委員長（蒔苗博英委員） 理事者に申し上げます。小田桐委員の質疑の中には、実績の評価という質疑がありました。渡されている資料の選定結果一覧表の中のどの部分を示しているのかお示しいただきたいと思っております。

○市民生活部理事（加藤裕敏） どの部分で評価されているかということでございますが、提案内容の、全体的にということで、各委員の方々が申請書を確認して加点したものと考えております。

○16番（小田桐慶二委員） ということは、モニタリング、実績評価については一切反映されていないということですね。申請書に基づいてこの一覧表を、採点したという今の答弁でした。そのように受け取りましたが、それでよいかどうか。

そして、さっきホームページ云々ということがありましたが、ホームページの部分ではすぐれていたのだけれども、そのほかの部分で現指定管理者がすぐれていて、総合的にこの項目では現指定管理者のポイントが多かったわけですね、結果的に。なのであれば、そういう議論も会議録に載せるべきではないですか。これを読む限りでは、新たな事業者、今回選定された事業者がすぐれているという印象をこれでは受けてしまいます。でも、点数を見ると逆転しているわけですね。この会議録のつくり方についても、いろいろ私は疑問がある。その点についてもお答えください。

それから、これは先日、議会に市民生活部文化スポーツ課と財務部管財課で、今回のいきさつについて説明をした資料をいただきました。この中に、指定管理者に市外の事業者も入れるという経緯が書かれています。平成18年、21年、30年の経緯が説明されて、先ほどの質疑の中にもあった平成30年度の部分の、観光館の駐車場のいきさつについても書かれています。

この資料の最後に、今後の方針についてという部分があります。これは、これから検討しなければいけないということで、考えている項目だと思うのですが、この中で「今後、人口減少と少子高齢化が進行し経済が縮小していく中で」、これはもう従来、ずっと言われてきていることですね。「地域経済の活性化や地元事業者の育成という視点はより重要になると考えている」と書かれています。この文面と、今回、平成30年に市外事業者も認めるという項目を入れたということと、私は矛盾するのではないかと思います。観光館の駐車場の場合であれば、新たに機械警備ですか、機械の駐車場の料金の導入ができる事業者があるかどうかというのが不透明だったと。これはわかるのですよ。これは、結果的に市内の事業者になりましたけれど

も。

この項目を今回の市民会館に当てはめて、結果的に市外事業者という選定をしたのでしょうか。けれども、地元事業者を育成しなければいけないという、地域経済の活性化をするためにもそういうことをしていかなければいけないという問題意識を持ちながらも市外事業者まで広げた、先ほど広げた理由というのは、いろいろ説明はありましたけれども、私は地元事業者の中で5年間、いろいろ取り組みをして一生懸命やってきたと思います。その実績は良好であるという評価もされているわけですね。そういう事業者を5年間、市としてはどういう育成を、あるいはアドバイス、指導をしてきたのでしょうか。あるいは、全くしなかったのでしょうか。結果だけを見て、ああ、あの事業者はここが悪いな、ここが足りないなという判断だけをしてきたのでしょうか。市の姿勢に私は非常に疑問を感じるわけですね。

そういうことで、今後の方針についての部分の文面は、非常に相矛盾するものであると思うのですが、どうでしょうか。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 小田桐委員の、一番最初の実績についての評価ということでございます。

募集要項の中の、IVの3の事業計画書の記載内容のところでございますが、現在当施設の指定管理を行っている場合は、当施設の指定管理に係る実績・課題を踏まえた内容として提案をお願いしたいということを記載しておりますので、当然、これまでの実績とか課題とか、そういうものを提案の中に入れて込んで申請を受けたということで、当然、自分たちがやってきたことを我々も、各委員が見て評価したことと考えております。

○管財課長（工藤 浩） 管財課におきましては指定管理者選定等審議会の会議録を担当しております。会議録に関しましては基本的に審議会で発言された内容を省略することなく、基本的には網羅した内容で作成しております。

あとは、指定管理者制度導入に係る今後の方針ということでございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたが、指定管理者制度の第一の目的というのは市民サービスの向上と経費の削減ということではありますけれども、一方で、先ほど御指摘があったように、今後の人口減少、あるいは少子高齢化が進行する中では経済が縮小していくということもあって、当然、地元事業者の育成、地域経済の活性化、雇用の場の確保といった観点も必要であるという認識はございます。

そういった意味におきまして、今後はそういったさまざまな項目を、これまでの制度の実績等を検証しながら、今後、内容については検討していきたいというふうに考えております。

○16番（小田桐慶二委員） これが最後でしたか。

○委員長（蒔苗博英委員） 3回目になります。

○16番（小田桐慶二委員）（続） 少しかみ合わない部分もあるのですが。

会議録は、その場で話し合われたことのみを書いているという説明でしたけれども、そうすれば、その前に小委員会での業者の選定をしているわけですね。それで、その小委員会というのは、先ほども質疑があったように、部長を初めとする課長級の皆さんが小委員会で行っています。その会議の概要ももらいましたけれども、非常に、簡単にしか書いていないのですね。

それで、審議会の冒頭に小委員会での検討結果を市民生活部から説明とあります。この説明というのは、では私が今手にしている小委員会会議の概要のみの報告なのではないかということが一つ。

であれば、この概要のみの説明ということなのであれば、これ以外にもっとあるのかどうか。

あるいは、この説明のみなのであれば、私は説明不足であると、審議会の委員の皆さんに対して。もっと詳しい説明があったのが一つ。

それから、今後の方針の部分についてなのですが、課題としては私も十分理解できます。でも、これは今に始まったことではないと思いますね。人口減少なり少子高齢化なんていうのはもう何年も前から言われてきて、さまざまな事業にこの視点を取り入れて、問題意識を持って取り組んできたことだろうと思うのです。それを全く、繰り返しになるかもわかりませんが、市内に全く手を挙げる可能性がないと、事業者がないということであれば、それはわかります。不透明であるということであればわかります。しかし、5年間の実績がある現事業者がいる、あるいはもっとほかの市内の事業者が手を挙げる可能だっていないわけではない。

そんな中で、市外に事業者の枠を広げて、会議録にも出ていますけれども、選定されたこの事業者は全国で65施設をもう既にやっているわけですね。それで、750の自主事業の実績があると。こういう点が評価されたみたいですが、東北と北海道には初めて今入ってきているというような話も聞きます。今まで実績はないと、東北、北海道では。そういう事業者が入ってくると。それで、いわゆる西日本とか向こうのほうで事業展開しているのでしょうかけれども、そういう事業者と市内の地元の企業が、今泉議員の一般質問でもありましたけれども、果たして平等な競争が成り立つのだろうかというふうに私は思います。

会議録を見ても、これはプレゼンのレベルの問題かなと私は思うのですよ。地元業者は、一生懸命プレゼンしたと思います。それに対して、いま一步よくしようという熱意が感じられなかったとかとあります。新しい事業者が入ってくれば新しい提案があるのは当たり前で、そういう意味で私は、今後の方針の観点のところですね、地元事業者の育成、これまでどう育成してきたのかと。先ほど答弁がありませんでしたけれども、もう一度、そこをお聞かせください。

○委員長（蒔苗博英委員） 理事者に申し上げます。委員が質疑したことに対して的確に、簡潔に答えてください。今までも答えていないところがありましたので、その辺をよろしく願いいたします。

○市民生活部長（三浦直美） 5月30日に、審議会のほうに私どものほうで、要は選定方法について御説明申し上げております。そこでは、施設がこういう形であるものに対して、今後どういうふうにしてやるべきか、その選定内容、選定方法、選定期間についてお諮りする際に、私のほうから審議会で説明しております。

それから、10月に選定候補者として審議会で御説明した際には各グループの申請の概要について、評価項目にあわせてそれぞれ説明させていただいております。その説明をした中で、評点がどうであったと、それから評価したポイントはどうであったといったことの内容をお話しして、審議会で御説明申し上げ、審議会の委員の方々から質疑応答を受けて、その結果、妥当であるという回答を得たものでございます。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 小田桐委員の、先ほどの地元事業者へのアドバイスなどを行っているのかということですが、モニタリングの際に施設の運営、施設の管理、経費の状況、団体の財務状況など、4項目にわたって確認しております。その際、施設の運営につきまして、成果指標の達成率100%以上を目指した運営に努めていただきたいということをお願いはして、アドバイスをしているところであります。

それと、地元の事業者の育成ということでございますが、我々は地元事業者の育成もさることながら、市民サービスの向上と市民会館の施設のますますの、市民にとって使われやすい施

設となるようにということで、県外事業者の提案も視野に入れて要項を定めたものであります。

○市民生活部長（三浦直美） 今の点について、若干補足させていただきます。

私どもとしては、地元事業者、それから全国にある事業者、私どもは市内の事業者も決して全国に引けをとることはないというふうに思っております。それはなぜかといいますと、今回の公募で提案された中には、市外事業者を含んだグループも提案されていますが、実際、候補者として選定されたのは、市内の事業者を含んだグループがっております。

そういう点では、必ずしも全国の事業者を含んだグループがかち取るということではなく、あくまで市内の事業者も、しっかりそこところは全国と渡り合える、そういうところを持っているというふうに思っていますので、そういう点ではしっかりこの土俵のところの上上がったものをもって審査を公平に行ったということでございます。

○8番（木村隆洋委員） 今の三浦部長の答弁の中で、では市外事業者も今回、構成団体に入っていると。ですので、決して市内事業者を外に置いているわけではない、そういう旨の発言がありましたけれども、では今回、構成団体となっている株式会社ケイミックスパブリックビジネスと地元事業者である三幸株式会社、この市民会館の指定管理の業務に対して仕事の割合の構成比はどうなっているのですか。まずこれが1点。

それと、先ほど来の答弁の中で、指定管理者制度の導入に係る方針の話があります。6番目の指定管理者の事業所の範囲の中で、「地元団体の育成、地域経済の活性化、雇用の場の国保等の観点から、指定管理者に応募できる団体は、原則として、市内に本店、本部等を有するものとする」と。それで、以降、「ただし、市内に当該業務を行う団体がいないと想定される場合又は市内の団体に比べ効果的・効率的な管理運営や活用方法並びに市民サービスの向上が見込まれる場合は、その限りではない。なお、グループで応募する場合はグループを構成するいずれかの団体が市内に本店、本部等を有するものとする」と。このただし書き以降が、先ほど来の答弁ですと、昨年8月、観光館の駐車場の指定管理をする際に必要性が生じた。これは例外的に設けたという形で、一般質問の蛭名議員の中での答弁だったというふうに認識しております。

それで今回、例外的な措置とともに、審議会のメンバーからも話が出て、新たに答弁が加わっているように感じます。そうすれば、先ほど加藤理事のほうから、百石町展示館の審議会のときにほかの事業者も加えればいいのではないかみたいな話が、このただし書きが加わった一つになっているというお話がありましたけれども、これは、そうすれば県外事業者等も本当に含めて、大手も入るのだということも前提にしているのか。そこまでの審議会のお話だったのか、それを1点確認したいと思います。

それと、審議会の会議録の、今回、5月30日と10月10日の2回、審議会を行っていますが、5月30日の審議会の中で委員から「現在の事業者と他の応募者があった場合、実績等はどうバランスをとって評価をするのか」という質問がありました。この答えに、「事業計画書に実績課題を踏まえて提案することとしているため、提案内容を考慮して選定を行う」とあります。ただ、先ほど来の話で、どの部分でどう評価したのかというのがやっぱり結局わかりづらい。先ほど来、審議会です承いただいたとか、審議会のお話が出ていますよね。審議会で、5月の時点でこの話が出ているのにもかかわらず、どの時点でどう評価されたというのがはっきり言ってわかりづらいです。そこを明確にしていきたいと思えます。

それと、この審議会の会議録、これ非常に簡単に書かれてあります。この審議会の会議録は、審議会の委員にきちんと見せて了承をとっているものなのではないでしょうか。審議会の委員は、会議

と、財務部のほうの合議ということで決裁を受けております。

あと、アンダーラインにつきましてですが、市民会館の募集要項の中にアンダーラインか何か所か引いているところがあるということでございます。このアンダーラインにつきましては、今回、指定管理者として応募する際には、このアンダーラインの部分を特に十分考えて提案をお願いしたいということで、わかるようにということで担当のほうでアンダーラインを引いたものであります。

○委員長（蒔苗博英委員） 答弁漏れがありますけれども。

理事者の方に申し上げます。新聞報道で市の提案どおりの審議になったという報道がなされたという部分に対しての答弁がありませんので、答弁してください。

○管財課長（工藤 浩） 審議会といたしましては、市長から正式に諮問をいたしまして、それに対する答申をいただいて事務を進めているものでございます。

○8番（木村隆洋委員） そうすれば、指定管理者制度の導入に係る方針に基づいてこれから、弘前で指定管理をしている施設、500ぐらいですか、現状、先ほど来ありましたけれども、主に県外の事業者がやっているのが図書館と城東口の駐輪場という話がありました。それで、図書館の指定管理に関しては、2年前、3年前、ちょっとあれですけども、指定管理にふさわしいかどうか、議会でも大変議論になって、そして指定管理を行う際においても、やはり地元業者でできないのかと、相当話があったように思っております。そういった中でも、なかなか地元ではできないということで図書館流通センター——TRCが受けたと。ただし、郷土文学館も、一体になりますので、ペンクラブ等も含めて、2者入って指定管理を受けたという経緯があります。あのときでも、まず地元でできないのかということが大前提だったというふうにも記憶しております。

それで今回、市民サービスを否定する気は全くありません。ただ、指定管理者の事業所の範囲の中で、やはりただし書きの前に「地元団体の育成、地域経済の活性化、雇用の場の確保等の観点から、指定管理者に応募できる団体は、原則として、市内に本店、本部等を有するものとする」と。それで、次からの文章は「ただし」なのですよね。となったときに、最初の文章が大原則だと思うのですよ。それが今回、果たしてあるのかどうか。これがもし認められるようになると、恐らくこの原則、大原則はだんだん崩れていきます、解釈なので。解釈で、では市民サービスがいいほうに行こうと。それで、これからは多分、市民会館以外のものも、各部各課の判断でよりよりサービスができるから市外事業者にしようという動きが非常に加速する可能性があります、今回の件で。一番危惧しているのはそこです。

それで、地元事業者でこれまでやってきて、先ほど来、加藤理事のお話でもモニタリングを5年間行ってきておおむね良好だったと。これが非常に問題あるのだったら、仕方がないと思います。でも、おおむね良好であるにもかかわらず、「ただし」という文面以降の市民サービスの点を強調されるということであれば、今回の市民会館の件をきっかけに、ある意味、500以上ある市で行っている指定管理がなし崩し的に、市民サービスがいい市外の事業者になる可能性が今回で非常にあるというふうに思っております。私は、その1点をとにかく一番危惧しております。

それで今回は、そうすれば三浦部長の判断なのか、財務部長の判断で市民会館の指定管理者の募集要項に、先ほどのただし書き以降の、基本方針のものを、市民サービスをもとにということで載せたのでしょうか。

○市民生活部長（三浦直美） 募集に当たっては方針というものをしっかり踏まえておりまして、

その方針をもって、それで上がってきた募集、選定方法ですね、こういったものを見た中で、新たな提案というものを受けることによって市民のサービスが向上できるということを期待して、それで今回の提案のところで私の部長決裁、それから財務部長での決裁ということでしたものでございます。

○8番（木村隆洋委員） 最後です。

そうすれば、「原則として、市内に本店、本部等を有するものとする。ただし」以降の「ただし」というのがこれからは非常に、各部各課の判断で、地元というところは、「地元団体の育成、地位経済の活性化、雇用の場の確保等の観点から、指定管理者に応募できる団体は、原則として、市内に本店、本部等を有するものとする」、これ以上に、大手の市民サービスが入る可能性がある、非常に危惧するというを申し述べて終わります。

○20番（石田 久委員） まずは、今いろいろと話になっています弘前市指定管理者選定等審議会の委員なのですけれども、5名ほどいますけれども、学識経験のある者とか、それから部長とかが二人ほど入っていますけれども、この方々は平成30年6月から令和2年5月31日までとなっていますけれども、この方々はそれ以前にも選定等審議会の委員になっているのでしょうか、この辺について伺いたいと思っています。

それから、審査結果の得点ということで委員に配付されましたけれども、500点満点で、411点と391点と、20点も違うわけですけれども、その特徴というのはどういうところなのか。先ほども、中身に入っているという答弁がされましたけれども、やはり(3)の施設の設置目的を効果的に達成することができることというところを見ると、違うのかなと思うのですけれども、どのような特徴があるのかということ。

それから、今回の市民会館の指定管理料というのは幾らだったのか、その辺についてと。

それと、今まで、今回、指定管理者制度のことでやってきたわけですけれども、市外の事業者もということでいけば、はっきり言って、やはりどんどん市外の事業者がかなり入ってきて、それが多くなるわけですけれども、例えば東部給食センターに対してもプロポーザルということで、いろいろな形となっているし、それから図書館も、さっき言ったTRCとか、それからPFIということで今議論になっているれんが倉庫美術館というような形で、今回でいう指定管理者の中ではいろいろな意味で広がっているわけですけれども、今回の議会でも議論になったのですけれども、指定管理者制度の中で、二つの指定管理のところしかないという形で、どんどん、あとは一者指名になっているような感じなのですけれども、その辺については本当に、私たちが、市民が求めているこの問題が、指定管理者制度の中での限界というのかな、そういうのを今、いろいろな方々が発言する中で感じているわけですけれども、その辺については、市としてはどういうふうな形で思っているのか、お願いしたいなというふうに思っています。

それと今回、選定等審議会の設置ということで、指定管理者を公正に選定するという一方で、第三者も選定等審議会に入って設置されて今回出ているわけですけれども、その中で、行政の担当者だけでなく学識経験者も含めてこれが論議されているということで、国が目指している指定管理者制度の中で今やっているというのは、今回ずっと、わかるのですけれども、その辺について先ほど言いました指定管理者制度の導入について、こういうような、地元事業者から地元以外のところもだんだんふえていくわけですけれども、それに対して、指定管理者制度について、導入に当たっての市としての見解というのですか、その辺についてはどうなのかというところで質疑したいなと思っています。

それともう1点は、やはり今回は原則5年の公募ということで、私たち市議会議員は4年に

1回の選挙があります。ですから、5年に1回のそういうような公募をやったときに、それをやるに当たっては、ほとんど、新しい議員になって、そこで決めるわけですけども、最初は4年間の指定管理というのが、あるいは5年になったり10年になったり、あるいはプロポーザルとか、それから先ほどのPFIなんかは十何年というような形で、これがだんだん継承化してきているのかなというのが全国各地で、指定管理者制度の限界があって、指定管理の見直しを図っています。

そういう中で、自治体のいろいろな資料を見ますと、直営に戻しているというところはかなり出てきました。かなり今回もいろいろな、地元が優先だということいろいろな発言もありましたけれども、その辺についてはどうなのかということでお答えしていただきたいと思いません。

○管財課長（工藤 浩） まず、審議会の構成メンバーについてでありますけれども、平成26年4月に方針を改定しているのが契機となりまして、それ以前は市の内部の委員ということで、副市長を会長として庁内の部長級職員で構成しておりましたが、平成26年からは現在の構成の形で、学識経験者を含め、市の委員も2名いると、全部で5名ということになっておりまして、現在の委員というのは平成26年からの再任ということになっております。

あと、指定管理者制度の選定に関する方針の中での考え方ありますけれども、市といたしましても、基本的には競争性が確保されるのであれば地元事業者の中で競争していただいて、よりよい事業者が選ばれるというのが理想ではないかというふうには考えておりますが、現実問題といたしまして、実際のところは369施設のうち2施設しか複数の応募がなかったと。そういった事情も考えつつ、市民サービスの向上、経費の削減、そして先ほど来出ております地元事業者の育成、地域経済の活性化、雇用の場の確保、そういったものを総合的に考えながら、市民にとってどういった指定管理者のあり方が最もよいのかといったことで、これまでのものを検証しながら、今後、方針の内容については検討していきたいというふうに考えております。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 私のほうからは、今回の評点の特徴ということでございました。

現指定管理者におきましては、FMラジオ放送などを活用した利用促進に向けた広報活動について評価されたものの、指定管理者候補者につきましては、利用者の増加及び新たな利用者層を掘り起こすための具体的手法と自主事業の企画内容について、事業計画に具体性・実現性があったことや、これまでになかった新たな提案が多くされた点が特に評価が高かったものと思われまます。

次に、指定管理料であります。市で設定しておりました指定管理料につきましては、5年間の総額で、基準額で2億5276万5000円となっております。

○20番（石田 久委員） 今、いろいろな形で、理事も答弁したけれども、指定管理がかなりある中で2者というのは、弘前市では、今回は二つしかない。あとはもう、みんな1者という形になっています。そういう中では、本当に、あとのところは地元事業者が指定になっていると。

それで、私も一番危惧しているのは、前は、私の町会のところにはみやぞの児童センターというのがあるのでですけども、4年に1回の指定管理をやったときに、4年に1回、全部かわるのですね。今まではどこどこの事業者であったのが違うところになって、それで結局はその子供たちの親が、父母会が市役所に抗議に行っただと。前の指定管理のところによってほしいと。そういうようなことが、4年に1回ということで、そうなると職員はみんな、今まで働いていた人は首になってしまうわけですよ。本当に不安定雇用の中での、こういう指定管理制度

というのは、終始、ずっとそこで働いていられるというのは今までないわけですよ。それが今、指定管理者制度になってから、本当にそういうような不安定な雇用がかなり続いている中で、今回の市民会館においても今まで頑張っていた事業者が一旦、例えば今の中で首になって、それで新たな人が来るというふうな、それが今回の、全国で言われている指定管理者制度の特徴だと思うのです。

そういう中で今回、市民会館の指定管理者の指定について、変更がある中でというのは、今の国とか市の中では、私が幾ら反対しても、これはもう行くわけですから、言ってきたわけですから、そういう中で今回の問題については、やはり一旦、そういうふうになってもやはり直営にして、今はその中でやるしかないのかなというふうに思っているわけです。

そういう中で今回、すごく思っているわけですがけれども、やはり指定管理者制度の、4年とか5年に1回となると、ほとんどが不安定雇用というような状況の中で、やはり多くの自治体は、今回いろいろと議題が出されている中で、やはり指定管理ではなく直営に戻している自治体はかなり出てきました。そういうところも含めて、やはりここは検討していかなければならないのかなというふうに思っているところです。

○27番（宮本隆志委員） 本件については、一般質問でも何人かの議員が質問されていましたし、きょうの本委員会でも大変活発な議論が交わされていましたので、私のほうからは、これを踏まえて、確認の意味も含めて何点か質疑させていただきます。

まずは、6月に、市長のほうに指定管理者選定等審議会の会長が答申されていますけれども、この答申の内容はどのようなものであったのか。

それと、この資料を見て、確認ですがけれども、今回、この土俵に上っている株式会社ケイミックスパブリックビジネス、それから三幸株式会社、この所在地は、正式にはどこなのですか。まず、その2点を質疑します。

○市民生活部理事（加藤裕敏） ただいまの宮本委員の御質疑でございます。

所在地ということでございます。株式会社ケイミックスパブリックビジネスにつきましては、東京都港区虎ノ門です。続きまして、構成員の三幸株式会社は弘前市城東となっております。

○管財課長（工藤 浩） 6月の、審議会から市長への答申でありますけれども、市民会館の部分につきましては、弘前市民会館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については妥当であるといった内容の答申となっております。

○27番（宮本隆志委員） この委員は何名ぐらいですか。

それから、今の業者の所在地ですが、確認しますがけれども、それは東京の事業者と地元の事業者ということで、その2者のジョイントでやるという解釈でいいのか。それから、この地元としての、三幸株式会社ですか、これはこれまで、指定管理、市の指定管理を受けたとか、そういう実績がある会社なのかどうか。ある・ないで結構ですから、まずそれをお聞かせください。

○管財課長（工藤 浩） 指定管理者選定等審議会の委員のメンバーでありますけれども、学識経験者が3名、それと財務部長、総務部長、合わせて計5名となっております。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 宮本委員おっしゃるとおり、東京都の事業者と地元の事業者でございます。それで、地元の事業者につきましては、市の指定管理業務を実際に今行っているところでもあります。

○27番（宮本隆志委員） では、その地元の事業者は実績があるから心配ないということで理解してよろしいかどうか。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 地元の事業者につきましては、これまでも長年、当市内において業務をやっており、信頼の置ける事業者だと我々のほうでは考えております。

○委員長（蒔苗博英委員） 宮本委員に申し上げます。1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いします。要望であれば結構でありますけれども。

○27番（宮本隆志委員） これ、3回で最後ですから。

10月17日の指定管理者候補者決定に当たって、このときは特別、異論は出なかったのですか。何かそういうのがあったら、なければいいですけども、そういう異論はなかったかどうかということだけ確認させていただければと。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 審議会の中においては、特段、異論というのはございませんでした。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○1番（竹内博之委員） 私は、議案第70号指定管理者の指定について、反対の立場で意見を申し上げます。

三つの点で、理事者側の提案内容に納得することができませんでした。

1点目、指定管理者制度の方針変更の妥当性です。

理事者側の説明では、方針を変え得る十分な条件とは言いがたいように考えます。

2点目、公平公正かつ適正な審査ができ得る状態ではなかったのではないかと考えます。

弘前市民会館の指定管理者選定期間において、現受託事業者には貸し館業務に係る疑義の調査が行われておりました。調査対象施設は弘前文化センターであり、所管は市民生活部文化スポーツ課です。本議案の所管も文化スポーツ課であり、審査の根幹となる小委員会も同様の所管です。同様の所管課において疑義の調査が行われている期間に指定管理者の審査も行われているという状況は、公平公正かつ適正な審査状況とは到底言いがたいものだと考えます。

3点目、地元で管理運営可能な事業者がいるにもかかわらず市外事業者へ門戸を広げることは、地域内経済循環の観点から到底容認できないものと考えます。行政は弘前市民の公益性を最重要に考えなければいけないはずであり、今回の議案を容認するとこれからの指定管理者制度における地域内経済循環の観点に影響が出ると考え、以上3点の観点から、本議案に対して反対するものであります。

○27番（宮本隆志委員） 私は、議案第70号市民会館の指定管理者の指定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

今回の市民会館の指定管理者選定において、市は施設の方向性として、市民が文化芸術に触れる機会をつくり出し、地域の文化の向上や文化芸術活動の担い手が育成されることを目指しており、そのために積極的な営業や広報活動、新たな利用者層の掘り起こしにつながる提案を求めていたとのこととあります。

市外事業者を含むグループにも応募資格を認めることで企業同士の健全な競争を促し、公募に参加する事業者がふえることで市民サービスのレベル向上、効果的・効率的な施設運営や利活用につながる提案が多く出されることを期待したものであります。

応募があった2団体の提案はいずれも高い評価を得ており、点数の差はわずかであったこと

から、市の狙いは達成されたと考えます。その中から選ばれた候補者には、市民会館の指定管理業務をぜひ遂行していただきたいと思います。

以上のことから、私は、議案第70号市民会館の指定管理者の指定について賛成いたします。

なお、理事者においては、事業者の募集の範囲など指定管理者制度の運用について、引き続き研究されるよう要望いたします。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（蒔苗博英委員） 起立少数であります。

よって、本案は、否決されました。

〔理事者退室〕

請願第2号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の請願

○委員長（蒔苗博英委員） 最後に、請願第2号若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の請願を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ありませんか。

○8番（木村隆洋委員） 本請願に対し、不採択の立場で意見を申し上げます。

政府は、少子高齢化が急速に進む中で、公的年金制度の持続可能性を高め、若い世代の将来の給付水準を確保するためにさまざまな制度改正を行ってきました。

請願事項のとおり、年金生活者の視点で安心できる年金支給を考えなければならないことには理解を示すものでありますが、同時に給付と負担のバランスを考えると、若い世代の負担が過重なものとならないような仕組みも重要であります。

そのような中、ことし行われた財政検証では、経済成長が進めば将来にわたり持続可能であると確認されたものの、将来的な給付水準が大きく目減りする見通しとなりました。

その結果を踏まえ、政府は、被用者保険の適用拡大や繰り下げ制度の柔軟化、在職老齢年金制度の見直し等、まずは年金水準の確保・充実のため、現在、次期制度改正に向けた議論がなされているところであります。

この制度改正については、次期通常国会への法案提出を目指しており、国会の場で慎重に審議されるものであることから、地方議会としてはその推移を注視することとし、意見の表明は適当でないものと考えます。

よって、本請願は不採択にすべきと考えます。

○20番（石田 久委員） 請願第2号若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の請願に賛成の立場で発言します。

「これ以上、年金が下げられたら暮らしていけない」——毎年のように下げられる中で、年金者から悲痛な声が上がっています。若い人の間にも老後の不安が広がっています。雇用が不安定で、保険料の負担も大変です。

ところが、新たな改悪で、年金は今後30年間も下げ続けられようとしています。低年金の人も含めて一律です。

青森県は、第1次産業が衰退し、少子高齢化の進行、低賃金と、全国最低レベルの最低賃金によって、青年の都市への集中などによって人口は減少の一途をたどっています。

金融庁の老後2000万円不足問題が報道され、宣伝された100年安心の年金制度の危うさが明らかになりました。

老齢基礎年金だけの人は800万人。消費税増税とあわせて年金引き下げ、マクロ経済スライドをこのまま実施していけば、2040年時点で基礎年金給付は、満額で、現在6万5000円が4万円に減ってしまいます。

本請願は、こうした年金生活者の生活実態に基づき、年金そのものの底上げを行うために、最低年金保障制度の創設やマクロ経済スライドの廃止、現在の隔月を毎月支給に改めること、これ以上の支給年齢の引き上げは行わないことなどを国に求める意見書の提出を求めているものです。

請願の趣旨を御理解していただき、本請願が採択され、国に意見書として提出されますようお願いを申し上げます、請願に賛成の討論といたします。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（蒔苗博英委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時40分 散会】